

租税条約上の制限税率を適用するための源泉徴収手続の特例に関するご案内

2015年6月16日

1. 特例制度の概要

国内源泉所得が実質的に帰属する外国法人または非居住者(以下、「実質帰属者」という)は、2012年7月1日以後に最初に源泉徴収する国内源泉所得の分から「制限税率適用申請書」を提出する件に限って、租税条約上の制限税率の適用を受けることができます。

(1) 制度の主な内容

実質帰属者が、利子、配当、使用料などの支給を受けて国内源泉所得が発生した場合、租税条約上の制限税率の適用を受けるためには制限税率適用申請書を源泉徴収義務者に提出しなければなりません。国外投資機構を通じて間接投資をする場合、所得の実質帰属者は制限税率適用申請書を国外投資機構に提出し、国外投資機構は国外投資機構申告書に実質帰属者の名簿を添付して源泉徴収義務者に提出しなければなりません。

(2) 源泉徴収義務者の制限税率適用方法

制限税率適用申請書の提出を受けた源泉徴収義務者は、申請書に記載された実質帰属者の情報や、制限税率が適正であるかどうかを確認して、制限税率を適用しなければなりません。源泉徴収義務者は提出された制限税率適用申請書に記載された内容に対して補完を要求することができ、申請人がこれに応じない場合は、制限税率の適用を排除することができます。

源泉徴収義務者が制限税率適用申請書または国外投資機構申告書の提出を受けることができない場合や、提出された書類によっては実質帰属者を把握することができない場合には、国内税法による源泉徴収税率を適用して源泉徴収をしなければなりません。しかし、実質帰属者が制限税率の適用を受けようとする場合には、源泉徴収日が属する月の末日から3年以内に制限税率の適用のための更正請求書に、国内源泉所得の実質帰属者であることが立証できる制限税率適用申請書、居住者証明書などの書類を添付して、源泉徴収義務者の納税地を管轄する税務署長に更正請求をすることができます。

(3) 関係法令

租税条約上の制限税率を適用するための源泉徴収手続の特例の法的根拠となるのは、所得税法第156条の6、同法施行令第207条の8、第207条の9および法人税法第98条の6、同法施行令第138条の7、第138条の8である。

(4) 関連書式

区分	書式番号	書式名
法人税法	第 43 号の 2 書式	国内源泉所得の制限税率適用申請書(外国法人用)
所得税法	第 29 号の 12 書式	国内源泉所得の制限税率適用申請書(非居住者用)
	第 29 号の 13 書式	国外投資機構申告書

2. 制限税率適用申請書の提出および保管

源泉徴収義務者は保管中である申請書が提出された日から 3 年が経過した場合や、申請内容に変動が発生した場合、その事由が発生した日以後に最初に国内源泉所得を支給する前までに実質帰属者から再び申請書の提出を受けなければなりません。

2015 年 7 月 1 日は、特例制度の最初の適用日から 3 年が経過する時点です。各法人は保管している制限税率適用申請書の申請日を確認して、3 年が到来する申請書の場合、更新の必要があるかどうかをご確認ください。申請書が提出された日から 3 年が経過した後にも、持続的に国内源泉所得の支給を受ける実質帰属者に対しては、再び制限税率適用申請書の提出を受けなければならない点にご注意ください。

源泉徴収義務者は、源泉徴収税額の納付期限の翌日から 5 年間、提出を受けた制限税率適用申請書を保管しなければならず、源泉徴収義務者の納税地を管轄する税務署長がその提出を要求する場合には、これを提出しなければなりません。

これに関連する法令は次のとおりです。

法人税法施行令 第 138 条の 7	<p>[外国法人に対する租税条約上の制限税率を適用するための源泉徴収手続の特例]</p> <p>⑥ 第 1 項または第 3 項によって提出された制限税率適用申請書または国外投資機構申告書は、<u>提出された日から 3 年以内には再び提出しないことができる。</u>但し、その内容に変動がある場合には、変動事由が発生した日以後に最初に国内源泉所得の支給を受ける前までに、その変動内容を第 1 項または第 3 項によって提出しなければならない。</p> <p>⑧ 源泉徴収義務者および国外投資機構は、制限税率適用申請書、国外投資機構申告書などの関連書類を、<u>法第 98 条第 1 項による源泉徴収税額の納付期限の翌日から 5 年間保管しなければならず、源泉徴収義務者の納税地を管轄する税務署長がその提出を要求する場合には、それを提出しなければならない。</u></p>
-----------------------	---

3. 租税条約上の制限税率適用手続に関するQ & A *

- Q.1 内国法人 A がイギリス法人 B(実質帰属者)に使用料を支給する場合、韓英租税条約上の制限税率を適用するためには、B 法人が制限税率適用申請書を A 法人に提出しなければならないのか?
- ⇒ はい、そうです。
- Q.2 外国法人などが、利子所得、配当所得、使用料所得以外の国内源泉所得の支給を受ける場合にも、制限税率適用申請書を提出しなければならないのか?
- ⇒ 制限税率適用申請制度は、租税条約に規定されているすべての制限税率に対して適用されます。従って、租税条約上の制限税率の適用を受けるため、実質帰属者は制限税率適用申請書を、国外投資機構は国外投資機構申告書を提出しなければなりません。
- Q.3 実質帰属者の居住地国が韓国と租税条約を締結していない国(または地域)である場合、国内源泉所得に対する源泉徴収の方法は?
- ⇒ 制限税率適用申請書を提出したかどうかにかかわらず、国内税法による源泉徴収税率を適用して源泉徴収します。
- Q.4 制限税率適用申請書などの書類の写しで受け付けることが可能なのか?
- ⇒ 原則として原本で受け付けなければなりません。但し、原本で受け付けることができない場合には、電子メールやファックスなどによる写しでの受付も可能です。
- Q.5 制限税率適用申請書などは関連書式の英語版で作成して提出することが可能なのか?
- ⇒ 韓国語版書式の作成ができない場合には、英語版書式(参考用)を利用して作成することも可能です。
- Q.6 租税条約が締結されていない国(または地域)の関連法律によって設立された国外投資機構を通じて国内源泉所得を支給する場合、実質帰属者の明細を添付した国外投資機構申告書を提出すると、当該実質帰属者の居住地国と韓国が締結した租税条約を適用することが可能なのか?
- ⇒ 実質帰属者が確認される場合は可能です。
- Q.7 国内源泉所得のうち、非課税・免除の適用を受ける場合にも、制限税率適用申請書または国外投資機構申告書を提出しなければならないのか?
- ⇒ 租税条約に基づき、国内源泉所得に対して非課税・免除される場合には、制限税率適用申請書または国外投資機構申告書を提出しません。
この場合、非課税・免除の適用を受けるためには、非課税・免除の申請手続(所得税法第 156 条の 2、法人税法第 98 条の 4)によって非課税・免除申請書を所得支給者に提出し、当該所得支給者は、所得を最初に支給する日の翌月 9 日までに所得支給者の管轄税務署長に提出しなければなりません。

*参考資料：国税庁「非居住者・外国法人の国内源泉所得に対する租税条約上の制限税率適用手続 Q&A」2012 年 4 月